

輪島市監査公表第 2 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、
同条第 9 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 27 年 1 月 7 日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象施設

平成26年12月19日（金） 輪島市立三井公民館

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

4 監査の範囲及び方法

平成25年度の補助金に係る出納及び関連する事務の執行状況について審査するとともに、関係職員から提出資料に基づく説明の聴取を行う等の方法により、三井公民館において実施監査した。

なお、これらを監査するため事前に所管課から補助金交付に係る一件書類及び決裁文書の提出を求め確認を行っている。

- ・コミュニティ活動推進事業補助金
- ・三井公民館体験合宿事業補助金
- ・地域づくりリーダー養成事業補助金

(所管課：生涯学習課)

5 監査の結果等

監査した補助金に係る事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象施設に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 三井公民館においては、社会教育法に基づいて、地域づくり・コミュニティづくりを2本の柱として、各活動を推進している。また、地域の行事（伝統）・芸能・文化を大切にと活動を進めている。活動の中で、卓球同好会（5年継続）、太鼓教室（6年継続）については、健康づくり、地域の行事等に活力を与え将来の担い手育成への願いもある。これらの活動は、地域が立ち上げ自発的に活動しているものといえる。これまでの運営サポートについて評価する。また、三井地区から巣立ち、他の地域で生活している方々と「ふるさと」三井地域の結びつきを回復し、交流人口拡大につなげたい思いと、今後の取り組みの様子が伺われた。今後、回を重ねることで、一層の地域の活性化につながることを望む。
- 公民館は、コミュニティ活動への支援・コミュニティ活動拠点の充実・地域防災等の管理体制を図り、誰もが気軽に集う場「つどう」・学びの機会をつくる「まなぶ」・地域活動の実施「むすぶ」ことにより、地域のコミュニティの拠点となり、また、地域の原動力となることを期待する。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。